

労働基準法と労働安全衛生法の業種区分と日本標準産業分類について

<p>質問</p>	<p>労働基準法や労働安全衛生法には、業種区分による規制がありますが、両者は同じものだと考えていいでしょうか。労働基準法で製造業なら労働安全衛生法でも製造業ということでもいいのでしょうか。</p> <p>労働基準法や労働安全衛生法の業種区分を日本標準産業分類にあてはめるとどうなるのでしょうか。</p>																		
<p>回答</p>	<p>労働基準法別表の業種区分規制は、同法第三十三条、第四十条、第四十一条、第五十六条、第六十一条にあります。これについて同法別表第一で1号から15号までの業種区分が示されています。</p> <p>これに対応して、労働安全衛生法の業種区分は、労働安全衛生法ができたときの昭和47年9月18日付け発基第91号通達「労働安全衛生法の施行について」の「四 事業場の業種のとらえ方」で以下のとおり行政解釈が示されています。</p> <p>(一) 事業場の業種の区分については、その業態によって個別に決するものとし、経営や人事等の管理事務をもつばら行っている本社、支店などは、その管理する系列の事業場の業種とは無関係に決定するものとする。</p> <p>たとえば、製鉄所は製造業とされるが、当該製鉄所を管理する本社は、労働安全衛生法施行令第二条第三号の「その他の業種」とすること。</p> <p>(二) この法律の中で用いている業種で、次の表の左欄に掲げるものに属する事業は、同表の右欄に掲げる労働基準法第八条各号の事業とすること。</p> <table border="1" data-bbox="316 1106 1437 1738"> <thead> <tr> <th>労働安全衛生法上の業種分類</th> <th>労働基準法第八条各号の事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 林業</td> <td>第六号の事業(造林、伐木、造材、集材または運材を行なう事業に限る。)</td> </tr> <tr> <td>ロ 鉱業</td> <td>第二号の事業</td> </tr> <tr> <td>ハ 建設業</td> <td>第三号の事業</td> </tr> <tr> <td>ニ 運送業</td> <td>第四号および第五号の事業</td> </tr> <tr> <td>ホ 清掃業</td> <td>第一五号の事業(焼却または清掃の事業に限る。)</td> </tr> <tr> <td>ヘ 通信業</td> <td>第一一号の事業</td> </tr> <tr> <td>ト 土石採取業</td> <td>第二号の事業(鉱山保安法適用事業以外の事業に限る。)</td> </tr> <tr> <td>チ その他の業種</td> <td>第六号から第一〇号までおよび第一二号から第一七号までの事業(第六号の事業のうち造林、伐木、造材、集材または運材を行なうものならびに第一五号の事業のうち焼却または清掃の事業を除く。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、造船業に属する事業は、災防法の施行規則第一三条に置かれていた定義と同じく、船舶の製造、改造または修理の事業をさす。</p> <p>なお、次の業種に属する事業(「物の加工業」に属する事業のうち、学校附設の給食の事業を除く。)は、労働基準法第八条第一号の事業とする。</p> <p>製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、自動車整備業、機械修理業</p> <p>労働基準行政でも統計などの必要から、この号別業種と日本標準産業分類の対応表が示されています。</p>	労働安全衛生法上の業種分類	労働基準法第八条各号の事業	イ 林業	第六号の事業(造林、伐木、造材、集材または運材を行なう事業に限る。)	ロ 鉱業	第二号の事業	ハ 建設業	第三号の事業	ニ 運送業	第四号および第五号の事業	ホ 清掃業	第一五号の事業(焼却または清掃の事業に限る。)	ヘ 通信業	第一一号の事業	ト 土石採取業	第二号の事業(鉱山保安法適用事業以外の事業に限る。)	チ その他の業種	第六号から第一〇号までおよび第一二号から第一七号までの事業(第六号の事業のうち造林、伐木、造材、集材または運材を行なうものならびに第一五号の事業のうち焼却または清掃の事業を除く。)
労働安全衛生法上の業種分類	労働基準法第八条各号の事業																		
イ 林業	第六号の事業(造林、伐木、造材、集材または運材を行なう事業に限る。)																		
ロ 鉱業	第二号の事業																		
ハ 建設業	第三号の事業																		
ニ 運送業	第四号および第五号の事業																		
ホ 清掃業	第一五号の事業(焼却または清掃の事業に限る。)																		
ヘ 通信業	第一一号の事業																		
ト 土石採取業	第二号の事業(鉱山保安法適用事業以外の事業に限る。)																		
チ その他の業種	第六号から第一〇号までおよび第一二号から第一七号までの事業(第六号の事業のうち造林、伐木、造材、集材または運材を行なうものならびに第一五号の事業のうち焼却または清掃の事業を除く。)																		

根拠法令	労働基準法別表第一の業種区分 別表第一（第三十三条、第四十条、第四十一条、第五十六条、第六十一条関係）
	一 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）
	二 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
	三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
	四 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
	五 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
	六 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
	七 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
	八 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
	九 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
	十 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業
	十一 郵便、信書便又は電気通信の事業
	十二 教育、研究又は調査の事業
	十三 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
	十四 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業
十五 焼却、清掃又はと畜場の事業	

労働安全衛生法の業種区分は、昭和47年9月18日付け発基第91号通達「労働安全衛生法の施行について」の「四 事業場の業種のとらえ方」で以下のとおり行政解釈が示されています。

(一) 事業場の業種の区分については、その業態によって個別に決するものとし、経営や人事等の管理事務をもつばら行なっている本社、支店などは、その管理する系列の事業場の業種とは無関係に決定するものとする。

たとえば、製鉄所は製造業とされるが、当該製鉄所を管理する本社は、労働安全衛生法施行令第二条第三号の「その他の業種」とすること。

(二) この法律の中で用いている業種で、次の表の左欄に掲げるものに属する事業は、同表の右欄に掲げる労働基準法第八条各号の事業とすること。

労働安全衛生法上の業種分類	労働基準法第八条各号の事業
イ 林業	第六号の事業(造林、伐木、造材、集材または運材を行なう事業に限る。)
ロ 鉱業	第二号の事業
ハ 建設業	第三号の事業
ニ 運送業	第四号および第五号の事業
ホ 清掃業	第一五号の事業(焼却または清掃の事業に限る。)
ヘ 通信業	第一一号の事業
ト 土石採取業	第二号の事業(鉱山保安法適用事業以外の事業に限る。)
チ その他の業種	第六号から第一〇号までおよび第一二号から第一七号までの事業(第六号の事業のうち造林、伐木、造材、集材または運材を行なうものならびに第一五号の事業のうち焼却または清掃の事業を除く。)

また、造船業に属する事業は、災防法の施行規則第一三条に置かれていた定義と同じく、船舶の製造、改造または修理の事業をさす。

なお、次の業種に属する事業(「物の加工業」に属する事業のうち、学校附設の給食の事業を除く。)は、労働基準法第八条第一号の事業とする。

製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、自動車整備業、機械修理業